

足立区いじめ防止基本方針

足立区教育委員会
平成26年2月6日 決定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

足立区は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

3 いじめの防止に向けた方針

(1) 足立区の方針

- ア 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 足立区立学校の方針

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- イ 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策

1 「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年2回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

2 「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という）を設置する。開催は年3回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（初任者・新規採用者研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。

ウ スクールカウンセラーの派遣

全校にスクールカウンセラーを定期的に派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにする。

エ いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる24時間相談受付を開始する。

オ アンケート調査の実施

児童生徒を対象に年3回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

カ 指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察等をとおして、いじめについての実態把握を行う。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

イ 迅速な調査

教育委員会が学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

ウ 関係機関との連携

教育委員会は平常時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第3 いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができる。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

カ 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

保護者会で学校がいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。
保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

ケ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。
いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して、区長による調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会が重大事案であると判断した場合、教育委員会は「対策委員会」を招集し、調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により、区長が委嘱する委員により構成される「足立区いじめ調査委員会」を設置する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、講師等の配置など人的体制の強化、警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。